

【制作現場の“知らなかった”をなくす】 原作映像化に潜む法的リスクと対応策

～“もめない映像化”を実現するための契約と交渉～

— 講師 —

柳田国際法律事務所 パートナー弁護士 奥田 洋平 氏

日時 2025年5月23日(金) 午前10時～12時
受講方法 会場受講／ライブ配信／アーカイブ配信 (2週間、何度でもご視聴可)
会場 SSK セミナールーム 東京都港区西新橋2-6-2 ザイマックス西新橋ビル4F

[重点講義内容]

昨今、テレビドラマや映画といった映像作品が、小説や漫画・マンガを原作として製作されるケースが多くなっています。映像作品がヒットすれば、原作となった小説や漫画・マンガの認知度向上・売上増加も期待できるため、基本的には、関係者の利害は一致することが通常です。もっとも、昨年以降に話題となった「セクシー田中さん」の件で大きな注目が集まったように、原作を映像化するに際しては、原作者との調整が必要不可欠です。もちろん、このような問題は今に始まったものではありません。

そこで、今回の講義では、過去に問題となった具体的な事例の内容を踏まえつつ、著作権及び著作者人格権の観点のほか、フリーランス法の施行や下請法の改正動向等を含め、原作を映像化するに際しての法的着眼点について検討します。

1. 事例の紹介・検討

- (1) テレビドラマの場合: 「ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。」事件
- (2) 映画の場合: 「やわらかい生活」脚本事件
- (3) 映画の関連事案: 「天上の花」脚本事件

2. 原作使用許諾契約の実務

- (1) 原作使用許諾契約の必要性
- (2) 原作使用許諾契約の成立時期
- (3) 翻案権と同一性保持権との関係
- (4) 同一性保持権の解釈論
- (5) クリエイティブ・コントロールの帰趨

3. 交渉を円滑に進めるために

- (1) 問題の所在 - 原作者は何を気にしていたか
- (2) 交渉における着眼点 - 過去事案の整理

4. あり得べき実務の構築に向けて

- (1) 改変の対象に応じた取扱い
- (2) 改変の方法に応じた取扱い
- (3) 原作者との協議の時期及び方法
- (4) 関係者の交渉力・利害状況・利害対立への配慮

5. 質疑応答／名刺交換

※内容を更新する可能性があります。

